



国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 医療保険課(TEL 892・0121)

70～74歳の被保険者の窓口負担見直し

70歳から74歳の人の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置によりこれまで1割負担とされてい

26年度からは、より公平な仕組みとするため、特例措置が見直されることになりました。見直しにあたっては、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、26年4月2日以降に70歳を迎える人から段階的に実施されます。窓口負担の見直し対象者と

70～74歳の被保険者の窓口負担見直し

対象者	内容
平成26年4月2日以降に、70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降)	70歳の誕生日の翌月(※1)の診療から、窓口負担が2割(※2)になります。
平成26年4月1日までに、70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月1日まで)	平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割(※2)のまま変わりません。毎月の窓口負担上限額も変わりません。

(※1) 誕生日が各月の1日の場合はその月。
(※2) 一定の所得のある人は3割負担。

26年度国民健康保険料

26年度の国民健康保険料は、6月に決定します。納入通知書は、6月中旬ごろに送付します。特別徴収(年金からの天引き)の場合は、4・6・8月の

新しくなりました 防災行政無線

問い合わせ 地域安心課(TEL 892・0121)

災害時における避難勧告・避難指示などの情報や、行方不明者の捜索など緊急事態をお知らせする、防災行政無線を改修しました。改修内容は次のとおりです。
① 屋外スピーカーを、25基から37基に増設しました
② 電話やメールが不通の場合でも、屋外スピーカーのある子局と、市役所の親局との通信が可能で
③ 気象庁から発信される緊急地震速報や、国が発信する武力攻撃などの情報は、通



防災行政無線 親局 (市役所第2別館内)

信衛星を通じて自動的に市内に放送されます
④ 無線放送を聞き逃したり、聞き取れなかった場合は、左記の電話番号にかけることで、放送内容を確認できます
電話 072・810・5188
※通話料は各自負担となります。

定時放送を実施します

4月1日から、児童の帰宅を促す定時放送を、40秒間行います。放送時間は次のとおりです。
▽4月～9月 午後5時30分～
▽10月～3月 午後5時～

26年度の市税の納期

問い合わせ 税務室(TEL 892・0121)

26年度の納税通知書の発送予定日、納期限は下表のとおりです。

税目	市・府民税(普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
納税通知書 発送時期	6月上旬	5月上旬	5月上旬
第1期納期	6月30日(月)	6月2日(月)	6月2日(月)
第2期納期	9月1日(月)	7月31日(木)	—
第3期納期	10月31日(金)	9月30日(火)	—
第4期納期	12月25日(木)	12月1日(月)	—

口座振替制度のご案内

市税(市・府民税・普通徴収)・固定資産税・都市計画税、軽自動車税)の納付には、便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。
申し込みは、市内の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局窓口にて口座振替申込書があります。納期限の1か月前までに、申込書に記載のある市指定金融機関の窓口でお申し込みください。
また、前納(全期一括)を希望する人は、固定資産税・都市計画税は4月末まで、市・府民税は5月末までにお申し込みください。

なお、引き落としは各納期限の日に指定口座から引き落としします。
※口座振替申込書は、市外の金融機関にはありませんので、市外金融機関を利用する場合は、税務室納税管理係にご連絡ください。

消費者相談

～孫が無断でクレジットカードを50万円利用!～

問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

Q

クレジットカード会社から、50万円を超える請求がきました。高校生の孫が、インターネットのゲームで私のカードを使ったようです。持ち主の許可なく、他人がカードを使えるのでしょうか。

A

クレジットカードに記載の番号と有効期限、名義人などの情報を入力するだけで、名義人でなくてもインターネット上では、カードでの支払いができてしまいます。また、いったんカード情報を登録すると、後はカード

助言

クレジットカードが不正利用された場合、名義人は落ち度があればカード会社からの請求をまぬがれます。ただし、家族や同居人の不正利用の場合、多くのカード会社は名義人に請求します。

親の同意を得ていない未成年者の契約は、原則取り消しができます。しかし、申込画面で未成年者の契約に配慮した表示があるのに、うその生年月日を入力して、成年だと相手をたまたしたような場合は、取り消しできません。

また、他人のカードを無断で使った未成年者本人の責任や、親の監督責任が問題となることもあります。日頃から、子どもとよく話し合っておきましょう。





後期高齢者医療のお知らせ

問い合わせ 医療保険課
(TEL 892・0121)

保険料の算定式

年間保険料(※1)

被保険者均等割額(被保険者
1人あたり5万2,607円)

+

所得割額(賦課の基となる所得金額(※2)×10.41%)

(※1) 保険料年額の限度額は57万円です。

(※2) 前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

■26・27年度の保険料
保険料は2年ごとに見直されておられ、26年度から保険料率が変わります。保険料の算定式は左図のとおりとなります。

■保険料の軽減
①世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減さ

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。

②所得割額の賦課対象者の内、算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみ)の場合は211万円以下

れます(下表のとおり)。
※基礎控除額などの数値は、今後の税制改正などにより変動することがあります。
※軽減に該当するかを判断する総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金などに係る所得金額から15万円が控除されます。

被保険者均等割軽減の所得判定区分		軽減割合	軽減後の額(年額)
①	下欄②に属する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,260円
②	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,891円
③	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円)+24万5,000円×被保険者の数】を超えないとき	5割	26,303円
④	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	42,085円

下)の人は、所得割額が5割軽減されます。

③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

■保険料通知の送付時期

「保険料額決定通知書」または「納入通知書」は、7月中旬に送付を予定しています。7月以降に被保険者となった人には、8月以降に順次、通知書を送付します。

■26年2月に保険料を年金天引きで納付した人

4・6・8月の年金受給時に、2月に年金天引きされた金額と同額を仮徴収額として年金天引きします。なお、保険料額の通知はありません。

■簡易申告書の送付

保険料の軽減、自己負担割合や自己負担限度額の判定は所得情報を基に行います。そのため所得情報のない人には、6月頃に簡易申告書を送付します。

■健康診査費用の助成

4月下旬、被保険者に「健康診査受診券」を送ります。年度途中に75歳になる人には、誕生月の翌月初旬に順次送ります。

広域連合が指定する医療機関で、有効期限まで無料(年度中1回)で受診できますので、事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を持って

受診してください。

※3月に75歳になる人には、4月に受診券を送りますので、受診は翌年度になります。

■人間ドック費用の助成

被保険者が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成(年度中1回)しています。助成には申請が必要です。申請するまでの間は、領収書などを大切に保管してください。

助成額 上限2万6000円
申請に必要なもの 人間ドックの領収書、人間ドックの検査結果通知書などの写し、被保険者証、口座情報

申請窓口 市医療保険課
制度に関する問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▽保険料、被保険者資格、被保険者証などII資格管理課 (TEL 06・4790・2028)

▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レポート点検などII給付課 (TEL 06・4790・2031)

■保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ

▽市医療保険課